

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）
意見募集の趣旨	<p>本市を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少問題、市税収入の減少や公共施設の老朽化など様々な行政課題に直面しています。</p> <p>こうした状況に的確に対応し、市民サービスを維持向上していくためには、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）を有効的に活用し、新たな行政経営を行っていく必要があります。</p> <p>これらのことを踏まえ、新たな行政改革を実施するため「桐生市行政改革方針（案）」及び「桐生市行政改革方針実施計画（案）」の策定に取り組んでおります。</p> <p>つきましては、市民の皆様のご意見を反映した方針及び計画とするため、広く市民の皆様の御意見を募集いたします。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	平成 31 年 1 月 22 日（火）～2 月 20 日（水）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階総務課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 桐生市役所総務課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。(4) 電子メール・・・somu2@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	桐生市行政改革方針（案） 桐生市行政改革方針実施計画（案）
担当	総務部 総務課 行政管理担当 電話 0277-46-1111（内線 558）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名

	<p>等の個人情報公表しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
--	---